平成２７年（フ）第１２０号
札幌市中央区南４条西10丁目1005番地４　プレリオン札幌南４条602号
債務者　金子　邦明
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２７号
現住所秘匿、前住所札幌市東区本町２条３丁目５－37　シュロス本町206号室、住民票上の住所札幌市中央区南３条西11丁目330番地南３条第３アパート1211号
債務者　岡田　純子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７９号
札幌市白石区本郷通１丁目北３番１－405号
債務者　関　祥太郎
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８２号
札幌市北区北19条西３丁目２番33－401号
債務者　竹田　久志
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１８号
札幌市白石区東札幌２条５丁目４番１号　レジデンス丸亀405号
債務者　山口美恵子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３２４号
札幌市北区北26条西２丁目１番22－313号
債務者　伊藤　大輔（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５１号
相模原市緑区青山238番地５
債務者　根岸　末次
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５４号
相模原市中央区淵野辺本町２丁目17番24号　ドエル高橋201号
債務者　田口　英彦
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５５号
相模原市中央区淵野辺本町２丁目17番24号　ドエル高橋201
債務者　恩田　潤子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第６２号
相模原市南区相南４丁目１番21号　相南ハイラインコーポラス101
債務者　家部　　進
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第６３号
相模原市南区相南４丁目１番21号　相南ハイラインコーポラス101
債務者　家部　恵子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第６６号
相模原市南区大野台５丁目26番33号
債務者　渡邊　吉恵
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第６８号
相模原市緑区橋本台１丁目５番19－202号
債務者　江口　　誠
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第７３号
相模原市中央区光が丘３丁目11番８－４号
債務者　今村美津子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５０号
静岡県熱海市伊豆山1173番地の13　県住４－508
債務者　鈴木　　忠
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１５８５号
愛知県弥富市平島東１丁目120番地　トゥー・ル・モンドＫ　Ｉ－102
債務者　久保千鶴子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部